

白川村下水道事業経営戦略

団 体 名 : 白川村

事 業 名 : 簡易排水事業

策 定 日 : 平成 3 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 3 年度 ~ 平成 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成8年	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	57人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	3		
処理場数	3		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	-		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	10㎡までの使用料を含んだ基本料金と10㎡を超える使用料に応じて賦課する超過量を合わせた料金体系となっている。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上						
その他の使用料体系の 概要・考え方	同上						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,858	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,068	円
	平成30年度	2,858	円		平成30年度	3,217	円
	令和1年度	2,858	円		令和1年度	3,261	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1
事業運営組織	一般土木の他に農地整備や林地整備の事業と上下水道事業及び温泉事業を管轄する建設担当と、農林・畜産業や地積事業等を管轄する農林担当を1つの課で兼務しており、建設係3名のうち上下水道事業については施設の維持管理など技術的な担当と料金徴収など事務担当がそれぞれ1名いるが、その各人も土木事業などを兼務している。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設等の維持管理は、民間会社に委託している。
	イ 指定管理者制度	検討していない。
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	最終処分場でのコンポスト化、土質改良剤としての活用。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙「経営比較分析表」のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

令和元年度に策定された「白川村第2次総合戦略」では2030年に白川村人口を1,515人で維持することを目的としています。この数値は、2019年の1,574人に対し約3.75%減となっており、処理区域内での人口が、2019年時点で90人となっていることから、2030年の人口推計値を54人とします。

(2) 有収水量の予測

村の人口が減少傾向にあるため、有収水量の減少が予想される。しかし、観光立村として国内外からの観光客の誘客に力を入れており、生活水量のみでなく観光に関する使用水量も多くを占めることから、近年においても人口減少に比べ有収水量の減少は少ないため、将来的に人口減少の割合の半分(約2%)が減少すると予測します。

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入については、料金改定が無い限りは有収水量に比例することが一般的であり、有収水量は減少傾向にあると考えられるため料金収入も減少していくと予測する。

(4) 施設の見通し

下水道長寿命化計画に基づき、計画的に処理場施設の改築更新を実施していく。

(5) 組織の見通し

下水道施設を所管する基盤整備課において、水道、下水道及び温泉事業について職員1人で担当している状況にある。一定数の職員を確保したいが、地域的な不利性もあることから厳しい採用状況にある。加えて、組織規模の割に退職者が多い傾向にあることから、増員は難しいと予測される。よって、現状のような限られた人数での効率的な業務遂行が求められる。

3. 経営の基本方針

環境に配慮した水の循環を守るとともに、災害等のリスクにも備えた適切な施設の維持管理を行い、効率的かつ持続可能な事業経営を目指す。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	収支の均衡を図りつつ、環境に配慮した水の循環を持続的に実施していくため、施設のリスク軽減等を含めた確認と効率的な運転を目指す。
-----	---

平成24年度に策定した下水道長寿命化計画に基づき、計画的に処理場施設の改築更新を実施した。今後、ストックマネジメント計画を策定し、計画的に処理場施設の改築更新を実施する。建設改良費として、マンホールポンプ等の小規模な修繕費を計上している。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	下水道料金の収納率の向上を図り、施設整備については国庫補助金及び過疎債を中心とした起債を活用する。
-----	---

汚水処理に要する費用は、下水道使用者が使用の量に応じて、下水道使用料で負担することとされているが、将来人口の減少が予測され、保守的な観点から、使用料の減少予測に基づき、使用料改定を検討する。施設については、改築更新等の計画がないため、財源は計上しておらず、料金収入と一般会計から繰り入れることを検討している。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

設備点検補修、流量管理、維持管理、保安清掃、汚泥処分等は民間会社へ委託している。人件費については、1名分の給与を計上している。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	隣接自治体とのハード面での広域化は予定していない。
投資の平準化に関する事項	耐用年数による更新では、投資金額に大きな波が生じるため費用の平準化も検討したい。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	事業規模が小さく検討していない。
その他の取組	-

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	人口減少による使用料収入の減少を見越し、計画期間内に使用料改定の必要性を検討。
資産活用による収入増加 の取組について	-
その他の取組	-

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	事業規模が小さく検討していない。
職員給与費に関する事項	管理上人員削減は見込めないことから、現体制を維持。
動力費に関する事項	人口減少等により汚水の流入量や処理水量は減少する見通しであることから、施設に係る電力に関して見直しも検討する。
薬品費に関する事項	-
予防	修繕費については、劣化を予測しつつ、損傷が軽微な段階で小規模な修繕を行います。
委託費に関する事項	これまで様々な活用してきた民間委託についても、委託料の削減手段も検討します。
その他の取組	-

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	5年を目安に現状や計画との乖離を検証し、適宜見直しを行う。
-------------------------	-------------------------------

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円、%)

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分		(決算)	(決算見込)										
収益的収入	1 総 収 益 (A)	3,867	3,910	3,970	4,045	3,990	3,935	3,880	3,780	3,730	3,675	3,625	3,575
	(1) 営 業 収 益 (B)	752	720	750	745	740	735	730	730	730	725	725	725
	ア 料 金 収 入	752	720	750	745	740	735	730	730	730	725	725	725
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他												
	(2) 営 業 外 収 益	3,115	3,190	3,220	3,300	3,250	3,200	3,150	3,050	3,000	2,950	2,900	2,850
	ア 他 会 計 繰 入 金	3,115	3,190	3,220	3,300	3,250	3,200	3,150	3,050	3,000	2,950	2,900	2,850
	イ そ の 他												
	2 総 費 用 (D)	3,865	3,900	3,890	3,880	3,870	3,870	3,850	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
	(1) 営 業 費 用 (E)	3,865	3,900	3,890	3,880	3,870	3,870	3,850	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
ア 職 員 給 与 費													
イ ち 退 職 手 当													
イ そ の 他	3,865	3,900	3,890	3,880	3,870	3,870	3,850	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	
(2) 営 業 外 費 用													
ア 支 払 利 息													
イ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	2	10	80	165	120	65	30	△ 20	△ 70	△ 125	△ 175	△ 225	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)												
	(1) 地 方 債 債 償 還 金												
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金												
	(2) 他 会 計 補 助 金												
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)												
(1) 建 設 改 良 費													
イ ち 職 員 給 与 費													
(2) 地 方 債 債 還 金 (H)													
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	2	10	80	165	120	65	30	△ 20	△ 70	△ 125	△ 175	△ 225	
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)	643	645	655	735	900	1,020	1,085	1,115	1,095	1,025	900	725	
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	645	655	735	900	1,020	1,085	1,115	1,095	1,025	900	725	500	
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)	645	655	735	900	1,020	1,085	1,115	1,095	1,025	900	725	500	
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100	100	102	104	103	102	101	99	98	97	95	94	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	752	720	750	745	740	735	730	730	730	725	725	725	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)													

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
区 分		(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		3,115	3,190	3,220	3,300	3,250	3,200	3,150	3,050	3,000	2,950	2,900	2,850
	うち基準内繰入金												
資本的収支分		3,115	3,190	3,220	3,300	3,250	3,200	3,150	3,050	3,000	2,950	2,900	2,850
	うち基準外繰入金												
合 計		3,115	3,190	3,220	3,300	3,250	3,200	3,150	3,050	3,000	2,950	2,900	2,850

経営比較分析表（平成30年度決算）

岐阜県 白川村

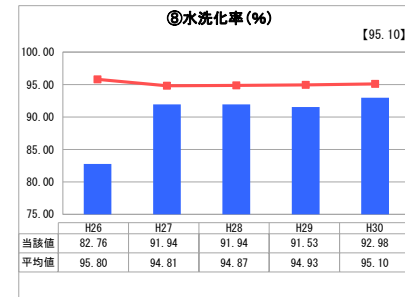
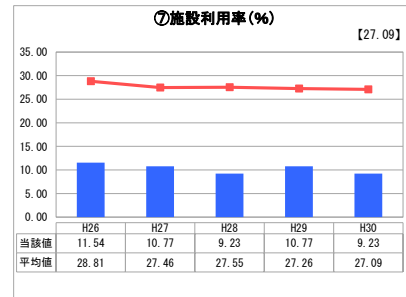
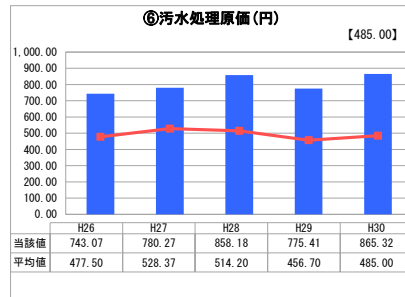
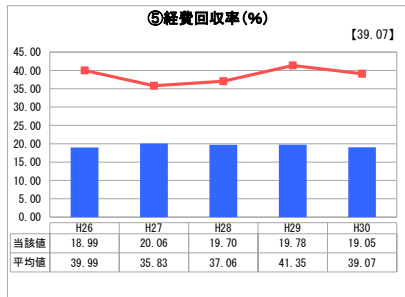
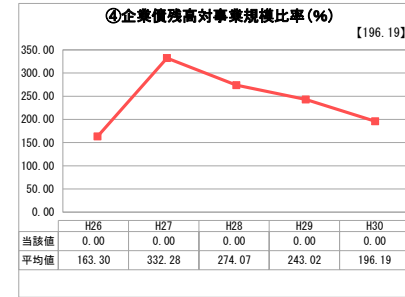
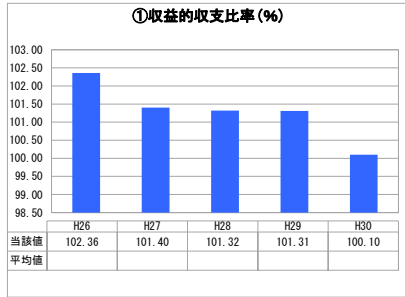
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	簡易排水	J2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	3.57	100.00	2,580

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
1,630	356.64	4.57
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
57	0.01	5,700.00

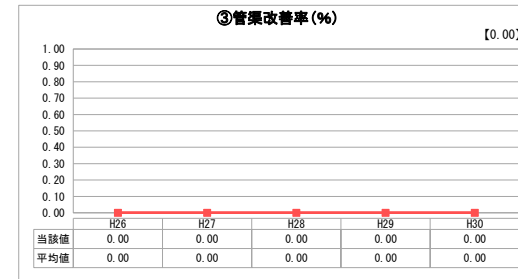
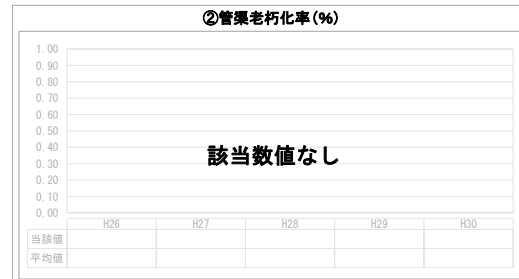
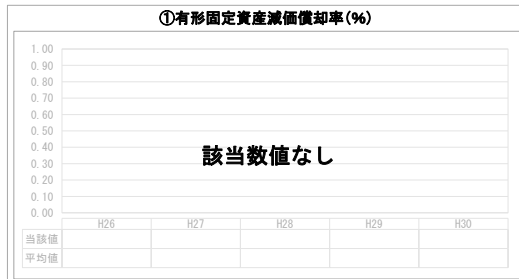
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

起債の償還が終了したため、残高もなく収益的収支比率も100%を超え、良好である。しかし、施設規模に対して有収水量及び料金収入が低いため経費回収率や施設利用率も低く、汚水処理原価が高い状況である。水洗化率も90%を超えているが人口減少に伴う料金収入の減少が考えられるため料金改定を検討していく必要がある。

2. 老朽化の状況について

管渠施設については耐用年数まで相当数の期間があるため、更新計画については未定である。電気機械設備についても耐用年数には達しておらず、また現在のところ施設に不具合も発生していないため更新計画については未定である。

全体総括

今後人口減少が見込まれることから施設の規模の縮小や料金改定などを検討していく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。